平成２３年（フ）第５５７９号
大阪市東淀川区井高野２丁目６番２―403号
債務者　田村　理惠
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８９号
大阪府寝屋川市日之出町５番10号
債務者　渡士　匡
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３３号
大阪府枚方市出口５丁目35番24号
債務者　田渕　廣子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５５号
大阪府八尾市東山本新町８丁目15番２―202号
債務者　宮田　末利
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６２号
大阪府高槻市東五百住町３丁目21番18号
債務者　竹沢　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６８号
大阪府豊中市豊南町西２丁目７番14号
債務者　勝間美智子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３２号
大阪市旭区清水４丁目12番９号
債務者　東　義弘（旧姓川村・笹沼・佐治）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５５号
大阪府門真市本町46番25号
債務者　大國　栖子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５９号
大阪市生野区生野東３丁目３番46号
債務者　山田千津子こと　玄　千津子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９７号
大阪市港区築港３丁目６番10―306号
債務者　山邊　一實
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９９号
大阪府枚方市走谷２丁目18番14号
債務者　永廣　孝守
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０１号
大阪市東淀川区西淡路３―５―８　ライオンズマンション東淀川509号、住民票上の住所
大阪市東淀川区淡路４丁目１番36―1002号
債務者　菅　肖
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０２号
大阪市東淀川区井高野４丁目８番11―203号
債務者　谷内　千賀
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０６号
大阪府東大阪市若江東町１丁目４番22号
債務者　平野　節子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１３号
大阪府豊中市大黒町２丁目19番１―403号
債務者　山口　道介
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８号
大阪府和泉市黒鳥町123番地の１
債務者　芳野　雪見
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
兵庫県姫路市下手野６丁目６番11―508号
県住下手野団地
債務者　梶並　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４９号
兵庫県高砂市神爪１丁目13番６―405号
債務者　カラオケスタジオ悟空こと　松崎裕紀子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部